

## 香川労働局発表

令和5年7月31日

### 香川労働局職業安定部職業安定課

課長 平見 聡明

雇用保険係 森谷 康平

【電話】 087-811-8922

【夜間】 087-811-8927

HP : <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

## ハローワーク高松でデジタル技術を活用した失業認定を試行実施します

～障害がある方や子育て中の方など来所が難しい方等を対象に実施します～

雇用保険における基本手当の支給に当たっては、原則として受給資格者に4週間に一度ハローワークに来所いただき、対面で労働の意思及び能力を確認することで、失業状態にあることを認定しています。

今般、デジタル技術を活用した来所によらない失業認定の試行を、ハローワーク高松において、「障害がある方や子育て中の方など来所が難しい方」、「計画的な早期再就職を目指してハローワークの支援を受ける方」を対象として新たに実施します（※）。令和5年7月24日以降に最初の手続き（受給資格決定）を行った方のうち希望者が対象になります。

香川労働局では、引き続き、ハローワーク業務のデジタル化に取り組みつつ、雇用保険による基本手当等の適正な支給ときめ細かな職業相談・職業紹介の充実等に取り組んでまいります。

※ デジタル技術を活用した失業認定の試行は、ハローワーク高松のほか全国8所のハローワーク（北海道労働局（函館所）、宮城労働局（仙台所）、東京労働局（品川所）、新潟労働局（新潟所）、愛知労働局（名古屋中所）、大阪労働局（梅田所）、広島労働局（広島東所）、福岡労働局（福岡中央所））でも実施されます。